

現状分析

- 我が国では、民法第763条により、夫婦の協議による離婚が認められている。また、養育費の支払い及び親子交流の実施についても、民法第766条により父母の協議で定めることとされており、法的な義務はない。
- 母子家庭において、子どもの養育費に関する相談をしていない家庭は45.5% (父子家庭65.9%)、親子交流に関する相談をしていない家庭は61.9% (父子家庭63.6%) である。
- また、母子家庭における養育費の取り決めがされていないケースは42.9% (父子家庭20.8%)、親子交流に関する取り決めがされていないケースが24.1% (父子家庭27.3%) である。

※ 各割合は「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より

課題

- 子ども最善の利益を考慮し、養育費及び親子交流の取り決めがなされるよう必要な支援を行うことが必要である。
- 地方自治体における養育費相談の実施状況は、弁護士による相談支援が101/906自治体、その他相談員による相談支援が44/906自治体と低調。さらに親子交流に関する支援を行っている自治体においては、9/906自治体といずれも取組が低調なものとなっており、取組事例の横展開を図り、未実施自治体における取組を促進することが必要である。
- さらに、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取り決め及び離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供など、効果的な支援を検討し、横展開を図る必要がある。

※ 各自治体数は、「平成30年度家庭福祉課調べ」より

事業概要【新規、モデル、大幅見直し】

- 養育費や親子交流の取り決め及び離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供などを行うモデル事業を新たに実施する。

- ① 養育費の履行確保等に資する取組の実施
- ② 親支援講座及び情報提供の実施

<実施主体>

都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町 (民間団体への委託可)

<補助率>

国1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

【インプット】

【アクティビティ】

【アウトプット】

【短期アウトカム】

【長期アウトカム】

【インパクト】

令和3年度  
予算額  
15,795百万円

- ① 養育費の履行確保に資する取組の実施
- ② 親支援講座及び情報提供の実施

- ① 養育費の履行確保に資する取組の実施  
令和3年度  
3. 実施自治体件数  
・89自治体  
4. 実施取組数  
・89件

- ② 親支援講座及び情報提供の実施  
令和3年度  
1. 実施自治体件数  
・19自治体  
2. 講座受講者数  
・371人

- ① 事業を活用した家庭における養育費の取り決めを行った割合  
令和3年度：80%を目標  
(令和3年度実績ベース：88%)  
② 親支援講座での満足度  
令和3年度：80%を目標  
(令和3年度実績ベース：92%)



- ③ モデル事例 (好事例) の作成  
令和3年度：10件  
(令和3年度実績ベース：33件)

- 効果的な取り組みの横展開の実施
- 令和4年度  
・モデル事例を全自治体へ横展開

- 令和13年度  
・養育費に関する相談をしていない母子世帯の割合減少  
20%を目標  
・親子交流に関する相談をしていない母子世帯の割合減少  
20%を目標

※ 令和4年度より順次取組が促進されることを想定し、10か年で全国展開を図り、課題を解決することを目標とする。

ひとり親家庭の子ども及びその家庭の福祉の向上